

平 25 福個答申第 1 号
平成 25 年 8 月 5 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(城南区保健福祉センター福祉・介護保険課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の利用停止請求に係る利用停止拒否決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 10 月 23 日付け城福介第 849 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 71 号

「介護保険に関する事務及び障がい者に関する事務における個人情報」の利用停止拒否決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「介護保険に関する事務及び障がい者に関する事務における個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った利用停止拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 24 年 9 月 13 日付けの本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 24 年 8 月 20 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づき、「介護保険に関する事務及び障がい者に関する事務における個人情報」の利用停止請求を行った。

② 平成 24 年 9 月 13 日、実施機関は、本件個人情報について、条例第 8 条及び第 10 条に違反していないため利用停止を行う理由がないとして、条例第 45 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 24 年 9 月 25 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成 25 年 2 月 27 日付けの「ご連絡事項について」（意見陳述に代えて書面で提出されたもの）において、おおむね次のように主張している。

① 実施機関が A 氏に対し、異議申立人の要介護度や課税状況を漏えいしたものであるところ、条例に違反した事実に鑑み、実施機関による措置が必要なことは明らかである。それが、故意でなく過失によるものであるとしても、結果として条例第 10 条に違反する行為があったと捉えるほかない。

② 実施機関は、処分理由の説明において「情報流出がなかった」といい、また、漏えいの実事があったにもかかわらず、条例違反や流出とは認めない態度に終始しているが、誤送付自体が情報流出に該当するもので、流出後に回収したとしても情報流出の事実が消滅するわけではなく、流出自体が条例に反することは明白であるから、利用停止措置を直ちに行うべきである。

- ③ 実施機関の見解によれば、個人情報流出の形態等にかかわらず、あらゆる局面で利用停止が不必要になりかねず、条例が利用停止の条文を置いた意味が没却される。
- ④ 実施機関は速やかに本件誤送付が条例違反であることを認め、このような事態の再発に至らないための措置を全市的に講ずるよう求める。

(2) 実施機関の主張等

実施機関は、弁明意見書及び平成 25 年 3 月 13 日の口頭意見陳述において、おおむね次のように説明及び主張をしている。

① 本件処分に至るまでの経過

ア 実施機関は、介護保険被保険者に対して、本件個人情報を含む、介護保険料納入通知書及び納付書（以下「納入通知書等」という。）の送付についての事務を次のとおり行っている。

(ア) 年度当初に一斉送付される納入通知書等については、通常、委託業者が窓開き封筒へ封入したうえで納品している。

(イ) このうち、年度途中の転入者への納入通知書等は、委託業者による封筒への封入は行われず、個別に印刷・裁断されたものが保健福祉局介護保険課から各区に納品され、各区から対象者へ発送される。

イ 平成 24 年 5 月 15 日、実施機関の職員は、異議申立人の分を含む、同年 3 月に福岡市へ転入した介護保険被保険者宛に、平成 23 年度分納入通知書等及び平成 24 年度分納入通知書等を送付したが、同一の宛先へ複数の郵便物が同時に送付されることを避けるため、一つの封筒に 2 か年度分の納入通知書等の封入作業を行った。

ウ 平成 24 年 7 月 9 日、実施機関の職員は、異議申立人に A 氏の納入通知書等が誤って送付されている旨の電話連絡を受けた。実施機関で調査したところ、前記イの送付作業の際に、異議申立人と A 氏の納入通知書等の封入作業を相互に入れ違えて、実施機関は、異議申立人に送るべき納入通知書等を、誤って A 氏に送付するとともに、A 氏に送るべき納入通知書等を異議申立人に送付していたことが判明した。

エ 実施機関の職員は、本件誤送付の事実判明後、異議申立人に対し謝罪と回収のため同人宅の訪問を願い出たが、同人及び家族の了承が得られないため、誤送付の謝罪と A 氏の納入通知書等の返却を依頼する文書を送付した。また、実施機関の職員が、異議申立人宅を訪問したが不在であったため、誤送付等の謝

罪とA氏の納入通知書等の回収のための連絡を依頼する旨を記した文書を異議申立人人宅の郵便受けに投函し、その後、異議申立人から実施機関にA氏の納入通知書等の写しの送付があった。

オ なお、A氏に関しては、実施機関の職員が、A氏宅を訪問のうえ謝罪を行い、異議申立人の納入通知書等の回収を行っている。

カ また、実施機関は、再発防止策として、今後は前記イのような同封作業を行わず、窓開き封筒により、それぞれを別の郵便物として発送すること、また、郵便物の送付にあたっては、封筒宛名と内容物宛先が一致しているかについて、より徹底して確認を行うこととしている。

② 実施機関は、異議申立人宛の本件個人情報に記載された通知書等を誤ってA氏に送付したが、前記①のオのとおり、誤送付の事実判明後、A氏から、直ちに誤送付した異議申立人の納入通知書等の回収と、誤送付先から第三者への情報流出が無かったことを確認するとともに、実施機関が異議申立人とA氏の二者に対する誤送付であると判断し再発防止策を講じた。なお、実施機関としては、当初から誤送付事故の事実を認めたいうえで、異議申立人とは直接謝罪の機会を得られないため、同人に謝罪文書を送付した。

③ 実施機関としては、その保有する個人情報について、税務情報は介護保険法の規定により官公署から収集するなど適法に収集し、介護保険に関する事務を遂行するため利用目的の範囲内で適法に利用・提供しており、利用目的外の提供は行っていない。本件誤送付はあったが、実施機関が保有する、本件個人情報を含む個人情報の利用・提供については、条例第8条及び第10条に違反する状態にないから、本件処分は適法かつ妥当なものである。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件利用停止請求の内容及び経緯に照らし、A氏宛に誤送付された、異議申立人の平成23年度の納入通知書等に記載された個人情報であると解される。

(2) 介護保険料納入通知書及び納付書について

介護保険料は、介護保険法(平成9年法律第123号)第129条の規定により介護保険の第1号被保険者に課せられるものであり、保険料額は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第39条及び福岡市介護保険条例(平成12年条例第44号。以下「介護保険条例」という。)第9条の規定により算出される。保険料額の決定後、納付義務者に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条及び介護保

険条例第 14 条の規定に基づき、市長は速やかに納入の通知を行うこととされている。

なお、福岡市介護保険帳票等様式規則（平成 12 年規則第 98 号）により、当該納入通知書には、住所、被保険者氏名、被保険者番号、決定年月日、決定理由、合計所得金額、課税年金収入額、課税状況（世帯）、課税状況（本人）、保険料算定期間、所得段階区分、保険料額、納付番号、期別納付額が記載されている。また、納付書には、納付義務者氏名、納付番号、保険料額が記載されている。

(3) 本件個人情報の利用停止の決定について

① 保有個人情報の利用停止請求は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するためのものであり、条例第 42 条第 1 項において、何人も自己を本人とする保有個人情報が、収集に関する制限（条例第 8 条）の規定に違反して収集されているとき、又は目的外の利用・提供に関する制限（条例第 10 条）の規定に違反して利用されているときは、利用の停止又は消去を、目的外の利用・提供の制限（条例第 10 条）の規定に違反して提供されているときは、提供の停止を、それぞれ請求することができることと定められている。

② また、条例第 44 条において、実施機関は、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないと定められている。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

③ 実施機関は、本件個人情報について、条例第 8 条及び第 10 条に違反した取扱いを行っていないことを理由に本件処分を行っているが、本件においては、収集の制限に関する条例第 8 条については、具体的な争点となっていないことは明らかであるから、当審議会では、実施機関が条例第 10 条第 1 項に違反した取扱いを行っているか、という点について、以下、検討する。

(4) 条例第 10 条第 1 項と本件誤送付について

① 条例第 10 条第 1 項は、実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない、と定めている。

② 本件誤送付は、実施機関が納入通知書等の封入の事務処理を誤り、被保険者である本件異議申立人の個人情報が、本人以外の被保険者に送付されたことによるものと認められ、この点に関する実施機関の前記 3 の (2) の①の説明に、不自然・不合理とすべき点は認められない。

③ 実施機関が、介護保険料の納入通知のために、所定の個人情報を記載した納入通知書等を被保険者に送付することは、前記 (2) に基づく実施機関の業務である。本件誤送付は、実施機関がその本来の業務である被保険者への納入通知書等の送付に際して生じたものであり、介護保険業務の遂行のためという本来の利用目

的以外の目的のために、本件個人情報を実施機関以外の者へ提供されたとは認められず、条例第 10 条第 1 項に違反しない。

④ もっとも、本件誤送付が行われた結果、当該個人情報が第三者にわたる恐れがあることや、一旦流出があればこれを完全に回収することはできないとの異議申立人の指摘は首肯できるところであるが、これに関しては、条例第 13 条の適正な維持管理に関する措置という観点から別途検討すべきものであって、後述するとおりである。

⑤ 以上のことから、本件個人情報については、条例第 10 条第 1 項に違反する事実が認められず、条例第 42 条第 1 項に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないものと判断することができる。

したがって、実施機関が本件個人情報について行った利用停止拒否決定処分は妥当である。

(5) 付記

条例第 13 条第 1 項は、本件誤送付のような個人情報の漏えい等が起こった場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなるため、実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定している。そこで、当審議会としては、本件異議申立てについての結論とは別に、本件利用停止請求の契機となった誤送付に関して、同条に照らし、実施機関が必要な措置を講じているか否かについて、念のため、以下のとおり検証する。

① 本件誤送付において、実施機関は、誤送付の事実を確認した後、各当事者へ連絡及び謝罪を行い、誤送付した納入通知書等については、回収の努力を行っていることが認められる。

② また、実施機関は、本件誤送付の原因について、納入通知書等の送付にあたっては窓開き封筒を使用していたものの、同一の宛先へ 2 か年度分の納入通知書等を送付する際、封筒を分けずに一通の封筒に同封して送付したためであると認めている。そのうえで、今後の再発防止策として、2 か年度分の納入通知書等の送付する場合も、窓開き封筒に、単年度分の納入通知書等のみを封入するなどの措置をとることとしている。

③ 実施機関が、一通の窓開き封筒に対し単年度分の納入通知書等のみを封入するという取扱いを徹底した場合には、納入通知書等の送付票部分が封筒の窓開き部分から見えるようになっているため、本件のような誤送付は発生し難いと考えられる。

④ 以上のことに照らせば、実施機関が本件誤送付に伴い講じることとした措置は妥当であると判断でき、条例第 13 条第 1 項が求める必要な措置を講じているもの

と認められる。

当審議会としては、実施機関に対し、本件誤送付を契機として講じることとした措置を今後とも徹底するよう、求めるものである。

(6) その他の主張について

なお、異議申立人は、その他にも種々の主張をするが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成24年10月24日	実施機関から諮問
平成24年11月28日	実施機関から弁明意見書を受理
平成24年12月4日	異議申立人から反論意見書を受理
平成25年2月27日	異議申立人から陳述書を受理
平成25年3月13日	実施機関から意見聴取
平成25年4月17日（第131回不服申立て部会）	審議
平成25年5月15日（第132回不服申立て部会）	審議
平成25年6月19日（第134回不服申立て部会）	審議